

原議保存期間	3年(令和9年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	3年(令和9年12月31日まで保存)

交 企 甲 達 第 6 号
交 指 甲 達 第 4 号
地 甲 達 第 4 号
令 和 6 年 1 月 2 3 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

「交通死亡事故多発警報・注意報」の運用について（通達）

見出しの件について、一定期間内に交通死亡事故が連続して発生した場合、下記のとおり、交通死亡事故多発警報又は注意報を発令し、県民に対する注意喚起及び自治体、関係機関・団体等と連携した緊急かつ集中的な総合対策を推進するので、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

1 発令基準

別添「交通死亡事故多発警報・注意報発令基準」のとおり

ただし、交通死亡事故の発生状況等を勘案し、当該基準にかかわらず、警報・注意報を発令することができる。

2 発令者

県下に交通死亡事故多発警報又は注意報を発令する際は、本職が別途通達する。

また、警察署長又は高速道路交通警察隊長が交通死亡事故多発警報を発令する際は、交通企画課長と事前協議の上、発令する。

3 発令期間

原則、発令日から7日間とし、期間中に死亡事故が発生した場合は延長措置を個別に協議する。

4 発令期間中の対策概要

(1) 広報啓発活動

交通死亡事故多発警報又は注意報発令時は、警察署、自治体庁舎前等にのぼ

り旗を掲出するとともに、報道機関に積極的に広報素材を提供して出動式の開催、自治体、関係機関・団体等と連携した広報活動、テレビ、ラジオ、SNS等の各種広報媒体や道路情報板等を活用した戦略的広報を推進し、広く県民に注意喚起を行うこと。

(2) 交通事故分析に基づく交通指導取締り及び赤ランプ警戒活動の強化

交通事故発生状況等を分析し、交通事故抑止に資する交通指導取締り及び交通事故が多発する時間帯、路線等における駐留監視・流動警戒を実施すること。

なお、PCで駐留監視・流動警戒を実施する際は、赤ランプを点灯し、検挙に至らない交通違反に対しても看過することなく指導を行うなど、「見える・見せる・呼び掛ける」活動を実施すること。

交通死亡事故多発警報・注意報発令基準

○ 発令期間は、原則、発令日から7日間

発令者：警察本部長【県内全域】

発令基準		対策内容
警報	県内で10日間に5件 の交通死亡事故が発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部主催の出動式等の戦略的広報 ○ 交通事故分析に基づく重点的な赤ランプ警戒活動 ○ 「見える・見せる・呼び掛ける」活動 ○ 交通指導取締りの強化 ○ 「道路情報板」による注意喚起 ○ 各種広報媒体を活用した広報 ○ 自治体、関係機関・団体等と連携した広報活動 ○ 「警報」のぼり旗の掲出 など
注意報	県内で10日間に4件 の交通死亡事故が発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故分析に基づく重点的な赤ランプ警戒活動 ○ 「見える・見せる・呼び掛ける」活動 ○ 戦略的広報の実施 ○ 交通指導取締りの強化 ○ 「道路情報板」による注意喚起 ○ 各種広報媒体を活用した広報 ○ 自治体、関係機関・団体等と連携した広報活動 ○ 「注意報」のぼり旗の掲出 など

発令者：警察署長・高速隊長【警察署・高速隊】

発令基準		対策内容
警報	管内で7日間に2件 の交通死亡事故が発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署、高速隊主催の出動式等の戦略的広報 ○ 交通事故分析に基づく重点的な赤ランプ警戒活動 ○ 「見える・見せる・呼び掛ける」活動 ○ 交通機動隊と連携した交通指導取締り ※高速道路を除く ○ 各種広報媒体を活用した広報 ○ 自治体、関係機関・団体等と連携した広報活動 ○ 「警報」のぼり旗の掲出 など

注1…発令期間中に死亡事故が発生した場合は延長措置等を個別協議

2…高速道路上の事故は、発生場所を管轄する警察署の件数から除く

3…各種月間・強化期間中（安全運動等）においても上記基準で運用

4…「のぼり旗」は、警察署前、自治体庁舎前等に掲出